

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農業振興課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 二
- 令和七年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格 (契約課) 二
- 学校給食に関する事務の委託の変更 (教育庁特別支援教育課) 三
- 監査委員 三
- 行政監査の結果の公表 四

告 示

○宮城県告示第七十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二二四〇〇三三五	すみれヘルパーステーション 巨理郡山元町坂元字町四十四番地一	居宅介護	特定非営利活動法人アサービズ	令和五年十月三十一日
○四一三一〇〇一五七七	ウエック小牛田ケアステーション 遠田郡美里町駅東一丁目二二三	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ウエックサービス	令和六年七月三十一日
○四一一二〇〇〇九〇	有限会社 はさま看護婦・家政婦紹介所 登米市迫町佐沼字中江二丁目二十一番地	重度訪問介護	有限会社 はさま看護婦・家政婦紹介所	令和六年八月一日
○四一〇三〇〇〇八一	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 塩釜市北浜四丁目三番十二号	居宅介護	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	令和六年九月三十日
○四一一三〇〇二〇五	特別養護老人ホーム山王 栗原市一迫真坂字新道満三十九	短期入所	社会福祉法人宮城福祉会	令和六年九月三十日
○四一〇三〇〇〇五七	まごころ塩釜塩釜市袖野田町三十九一	重度訪問介護	特定非営利活動法人まごころセンター	令和六年十月一日
○四一二四〇〇〇七九	社会福祉法人山元町訪問介護事業所 巨理郡山元町真庭字名生東百十九一	重度訪問介護・行動援護	社会福祉法人山元町社会福祉協議会	令和六年十月一日
○四一〇九一七一五七	短期入所 多賀城桜木七番二十一号	短期入所	ソーシャルワーク株式会社	令和六年十一月三十日
○四一一五〇〇九八六	短期入所 大崎古川荒谷 大崎古川荒谷字新小五十四一	短期入所	ソーシャルワーク株式会社	令和六年十一月三十日
○四二〇九一七〇六四	ソーシャルワーク多賀城桜木七番二十一号	共同生活援助	ソーシャルワーク株式会社	令和六年十一月三十日
○四二二五〇〇八一〇	ソーシャルワーク大崎古川荒谷 大崎古川荒谷字新	共同生活援助	ソーシャルワーク株式会社	令和六年十一月三十日

○四二〇七〇〇六二七	小道五十四一	共同生活援助	株式会社ひよこグループ	令和六年十二月三十一日
○四二一六〇〇〇四二	エムツー訪問介護ステーション富谷 富谷市日吉台二一四一六	居宅介護	M2ファーマシー株式会社	令和七年一月二十日
○四二二七〇〇三二二	セベックヘルパーステーション 富谷市成田六一八一三	行動援護	有限会社セベック	令和七年一月二十七日
○四二一四〇〇二七八	ばんぶきん介護センター 東松島ステーション 東松島市矢本字上河戸六十六番二号	居宅介護・重度訪問介護	ばんぶきん株式会社	令和七年一月三十一日

○宮城県告示第七十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和七年三月二十五日

○宮城県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
一六・一 五五・六	二七・五 五五・六	一六・一 五五・六	二七・五 五五・六	五六・七

○宮城県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	登米市米山町字善王寺大久保無番地先から 同市米山町字善王寺朝来下一一〇番一五地先まで	令和七年 三月二十五日

○宮城県告示第七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

令和七年三月十八日

○宮城県告示第八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六六十七条の五第一項の規定により、令和七年度に宮城県が発注する建設工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次の一のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から七までに定めるところにより申請し、八に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。

(一) 施行令第六六十七条の四の規定に該当する者

(二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七條の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

七條の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 参加を希望する建設工事（建設業法第二条第一項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による建設業法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基	準
建築一式工事	八百五十点以上	
電気工事	八百五十点以上	
管工事	八百五十点以上	
機械器具設置工事	八百五十点以上	

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限る。）

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語

四 受付期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで（宮城県の休日を含め、条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 申請書の配布期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで（休日を除く。）

六 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

七 申請の方法

提出場所に申請書類を郵送すること。

八 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に記載する。

九 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十 資格承認の有効期間

資格承認日から令和八年三月三十一日まで

十一 資格の更新手続

令和八年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十二 申請に関する問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二―二二―一三三三五）

〇宮城県告示第八十一号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成三十年三月二十日仙台市へ委託した県の学校給食に関する事務について、次の規約により変更した。
令和七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約
 仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。
 第一条中「宮城県立小松島支援学校松陵校」を「宮城県立松陵支援学校」に、「及び中学部」を「
 中学部及び高等部」に改め、「(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する
 学校給食をいう。)」を削る。

附 則

この規約は、令和七年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した「試験研究機関におけ
 る研究内容及び高価研究機器の利活用状況」に係る監査結果を別冊2のとおり公表する。

令和7年3月25日

- | | | |
|---------|-----|------|
| 宮城県監査委員 | 佐々木 | 喜 藏 |
| 宮城県監査委員 | 佐々木 | 功 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 田 | 由 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 田 | 計 |